



2020年1月17日

各 位

会 社 名 株式会社細田工務店
代 表 者 名 代表取締役社長 阿部 憲一
(コード番号:1906 東証 JASDAQ)
問 合 せ 先
役 職・氏 名 取締役経営企画部長 武藤 雅康
電 話 03-3220-1111

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2020年3月中旬開催予定の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の招集のための基準日設定について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等

当社は、本臨時株主総会において、議決権を行使することができる株主を確定するため、2020年2月12日（水曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、議決権を行使することができる株主と定めることを決議し、以下のとおり当該基準日に関する公告をいたします。

- (1) 基準日：2020年2月12日（水）
- (2) 公告日：2020年1月28日（火）
- (3) 公告方法：電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）

<http://www.hosoda.co.jp/hosoda/index.html>

2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

2019年12月19日付「株式会社長谷工コーポレーションによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」においてお知らせしましたとおり、株式会社長谷工コーポレーション（以下「公開買付者」といいます。）は、当社の発行済普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することができなかつた場合には、本公開買付けの成立後、公開買付者の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%未満である場合に、会社法第180条に基づき当社株式の併合（以下「株式併合」といいます。）を2020年3月末日までに行うこと、及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む当社の臨時株主総会を2020年3月中旬を目途に開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに当社に要請する予定とのことです。その場合、当社は、本臨時株主総会において、株式併合を行うこと及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うこと等の議案を付議する予定です。

なお、本臨時株主総会の開催日時及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

以 上